

議案第 18 号

羽曳野市健康ふれあいの郷事業基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市健康ふれあいの郷事業基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 26 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

健康ふれあいの郷事業基金については、健康ふれあいの郷の整備及び運営のための事業費の一部として活用してきたところであるが、平成 25 年度末の基金取崩により基金残高がなくなることから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市健康ふれあいの郷事業基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市健康ふれあいの郷事業基金条例(平成 16 年羽曳野市条例第 7 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。